

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		平成26年7月31日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 国立大学法人 京都工芸繊維大学長 古山 正雄 電話075-724-7082					
主たる業種	大学	細分類番号	8	1	6	1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に平成23～25年度の温室効果ガス排出量を年平均3%削減する。						
計画を推進するための体制	環境・施設委員会およびエネルギー管理専門部会を中心に実施計画を作成し、EMS活動の一環として省エネ活動を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,069.8 トン	6,417.9 トン	6,066.4 トン	6,551.7 トン	-10.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,069.8 トン	6,417.9 トン	6,066.4 トン	6,551.7 トン	-10.3 パーセント	
実績に対する自己評価		計画以上に削減できた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	キャンパス（松ヶ崎・嵯峨）	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積×1/100)	6.87	6.22	5.83	6.35	-10.72 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		計画以上に削減できた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		29.0 パーセント	82.0 パーセント	82.0 パーセント	88.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	老朽化した空調機および照明器具を年次計画に基づき高効率タイプのものに更新した。ボイラーを廃止した。					
	(24)年度	FLR照明器具を高効率タイプに更新した。不要点灯防止の為、人感センサーにて制御出来る用更新した。					
	(25)年度	改修工事に伴い老朽化した空調機および照明器具をLED・Hf型等の省エネタイプに更新した。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	平成23年10月より学内駐車場利用の有料化を実施した。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	自動車通勤者への経費負担を強いることにより、自動車通勤にマイナスのインセンティブを与えられた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	今年度も6月に環境科学センター主催の公開講演会「緑の地球と共に生きる」を開催した。						
特記事項	平成24年4月1日に学長の変更あり。 削減計画の基本方針を変更した。 (変更前)平成22年度を基準に毎年1%削減し、平成25年度のエネルギー使用量を原油換算値で3%削減する。 (変更後)平成22年度を基準に平成23～25年度の温室効果ガス排出量を年平均3%削減する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。